

千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該社会教育関係団体に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、別表の補助事業欄に掲げる事業につきそれぞれ同表補助事業者欄に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に規定する補助事業について、それぞれ同表に定める補助対象経費の2分の1以内とする。

2 第2条の補助事業について、この補助金以外の補助金その他の収入金がある場合は、補助対象経費の額からこれを控除するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、事業を開始する日の14日前までに社会教育関係団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認をうけること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 規則第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは社会教育関係団体事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業終了後14日以内に社会教育関係団体事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条の規定による通知は、社会教育関係団体事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 11 条 規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、

社会教育関係団体事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、社会教育関係団体事業補助金一括（分割）事前請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付の請求をしようとするときは、社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写しのほか、市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（決定の取消通知）

第 12 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条による通知は、社会教育関係団体事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（返還命令）

第 13 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、社会教育関係団体事業補助金返還命令書（様式第 9 号）によるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、昭和 60 年度

分の補助金から適用し、昭和 59 年度分までの補助金についてはなお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 22 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 24 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 29 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

社会教育関係団体事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年度社会教育関係団体事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名				
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容				
補 助 金 申 請 額			円	
交 付 を 受 け たい 時 期	年	月	日	
補助事業	開始予定年月日	年	月	日
	終了予定年月日	年	月	日
添 付 書 類	1. 事業計画書及び収支予算書 (別紙)			

事業計画書及び収支予算書

事業の名称	
主催者名	
事業の具体的な内容等	
期 日 (時 間)	
会 場	
参加対象	
参加予定人員	
広報の方法	
開催要項又は プログラム等(添付)	

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

様

社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった社会教育関係団体事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補助事業名	
補助金交付 決定額	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1. 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を得ること。2. 補助事業を中止又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告してその指示をうけること。4. 千葉市補助金等交付規則及び千葉市社会教育関係団体事業

様式第3号

社会教育関係団体事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉県長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった社会教育関係団体事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認されますよう要綱第8条の規定により申請します。

補 助 事 業 名		
補 助 事 業 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更（中 止・廃 止）の 理 由		
変 更（中 止・廃 止）予 定 年 月 日		
添 付 書 類	1. 事業計画書及び収支予算書（様式第1号別紙）	

社会教育関係団体事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日 付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった社会教育関係団体事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補 助 事 業 名	
補助事業の実施年月日	年 月 日より 年 月 日まで
補助金交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円 年 月 日 交付 円 計 円
補助事業の経費精算額 (総事業費)	円
添 付 書 類	1. 補助事業の成果を証する書類等

収 支 決 算 書

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

様式第 5 号

社会教育関係団体事業補助金額確定通知書

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千 葉 市 長

年 月 日付社会教育関係団体事業実績報告書により、 年度事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (総 事 業 費)	円
補 助 金 の 確 定 額	円

様式第 6 号

社会教育関係団体事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付千葉市達 第 号社会教育関係団体事業補助金額
確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 1 項
の規定により次のとおり請求します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1. 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写し 2. 社会教育関係団体事業補助金額確定通知書の写し

様式第 7 号

社会教育関係団体事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1. 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写し

様

社会教育関係団体事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した社会教育関係団体事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

様

社会教育関係団体事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項・第2項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱 別表

補助事業		補助対象経費	補助事業者
国際理解教育 団体育成 事業	千葉ユネスコ協会事業	報償費 使用・賃借料 旅費 消耗 品費 食糧費 印刷製本費 通信運 搬費 負担金 保険料	千葉ユネスコ協会
PTA 育成 事業	千葉市 PTA 連絡協議会事業	報償費 使用・賃借料 旅費 消耗 品費 食糧費 印刷製本費 通信運 搬費 負担金 保険料	千葉市 PTA 連絡協議会

千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の取り扱い規程

千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱第14条の規定により同要綱の運用に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 要綱第1条中の社会教育に関する事業及び社会教育関係団体の定義は次のとおりとする。

(1) 社会教育に関する事業 社会教育関係団体の行う社会教育に関する事業で市長が適当と認めたものをいう。

(2) 社会教育関係団体 学校の教育課程で行われる教育活動を除き、主として青年及び成人に対して組織的な教育・文化・スポーツ・レクリエーション活動を行う団体で、市長が適当と認めたものをいう。

2 要綱第9条中の補助金の返還方法は次のとおりとする。

(1) 補助事業者は社会教育関係団体事業補助金返還命令書を受領後、市長の発行する納入通知書により返還しなければならない。